



下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第149号

下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成29年下呂市告示第108号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の<math>\frac{2}{3}</math>未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 補助金の交付後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき。この場合において、申請者は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号の2）により速やかに市長に報告するものとする。</p> <p>(4) 偽りその他不正の行為があったとき。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の<math>\frac{1}{2}</math>未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 偽りその他不正の行為があったとき。</p>

別表（第3条関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額
区分	対象建築物	要件		
建築物耐震診断事業	要安全確認 計画記載建築物以外の旧基準建築物	(1)～(5) (略)	(1) 一戸建て住宅は一戸当たり204,000円を限度とする。 (2) 一戸建て住宅以外の建築物は次に定める額に延べ床面積を乗じ	(略)

別表（第3条関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額
区分	対象建築物	要件		
建築物耐震診断事業	要安全確認 計画記載建築物以外の旧基準建築物	(1)～(5) (略)	(1) 一戸建て住宅は一戸当たり136,000円を限度とする。 (2) 一戸建て住宅以外の建築物は次に定める額に延べ床面積を乗じ	(略)

改正後				改正前			
			<p>て得た額を限度とする。ただし、設計図書<sub>の</sub>復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、<u>2,350,000円</u>を限度として当該額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積1,000㎡以内の部分 は<u>4,580円/㎡以内</u></li> <li>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>2,350円/㎡以内</u></li> <li>床面積2,000㎡を超える部分は<u>1,570円/㎡以内</u></li> </ul> <p>(3) (略)</p>				<p>て得た額を限度とする。ただし、設計図書<sub>の</sub>復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、<u>1,570,000円</u>を限度として当該額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積1,000㎡以内の部分 は<u>3,670円/㎡以内</u></li> <li>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>1,570円/㎡以内</u></li> <li>床面積2,000㎡を超える部分は<u>1,050円/㎡以内</u></li> </ul> <p>(3) (略)</p>
要安全確認 計画記載建 築物	(1)～ (3) (略)	(1) 次に定める額に延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。	(略)	要安全確認 計画記載建 築物	(1)～ (3) (略)	(1) 次に定める額に延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。	(略)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積1,000㎡以内の部分 は<u>4,580円/㎡以内</u></li> <li>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>2,350円/㎡以内</u></li> <li>床面積2,000㎡を超える部分は<u>1,570円</u></li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積1,000㎡以内の部分 は<u>3,670円/㎡以内</u></li> <li>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>1,570円/㎡以内</u></li> <li>床面積2,000㎡を超える部分は<u>1,050円</u></li> </ul>	

改正後					改正前				
			<p>／㎡以内</p> <p>(2) 上記のほか、設計図書 の復元、第3 者機関の判定 等の通常の耐 震診断に要す る費用以外の 費用を要する 場合は、 <u>2,350,000円</u> を限度として 加算すること ができる。</p> <p>(3) (略)</p>				<p>／㎡</p> <p>(2) 上記のほか、設計図書 の復元、第3 者機関の判定 等の通常の耐 震診断に要す る費用以外の 費用を要する 場合は、 <u>1,570,000円</u> を限度として 加算すること ができる。</p> <p>(3) (略)</p>		
特定建築物 等耐震改 修、除却又 は建替えの ための計画 の策定	特定建築物 (要緊急安 全確認大規 模建築物及 び要安全確 認計画記載 建築物を除 く。)及び緊 急輸送道路 沿道建築物	(略)	(1) 次に定め る額に延べ床 面積を乗じて 得た額を限度 とする。 ・床面積1,000 ㎡以内の部分 は <u>3,890円／</u> <u>㎡以内</u> ・床面積1,000 ㎡を超えて 2,000㎡以内 の部分は <u>1,990円／㎡</u> <u>以内</u> ・床面積2,000 ㎡を超える部 分は <u>1,330円</u> <u>／㎡以内</u>	(略)	特定建築物 等耐震改修 又は建替え のための計 画の策定	特定建築物 (要緊急安 全確認大規 模建築物及 び要安全確 認計画記載 建築物を除 く。)及び緊 急輸送道路 沿道建築物	(略)	(1) 次に定め る額に延べ床 面積を乗じて 得た額を限度 とする。 ・床面積1,000 ㎡以内の部分 は <u>3,110円／</u> <u>㎡以内</u> ・床面積1,000 ㎡を超えて 2,000㎡以内 の部分は <u>1,330円／㎡</u> <u>以内</u> ・床面積2,000 ㎡を超える部 分は <u>890円／</u> <u>㎡以内</u>	(略)
	要緊急安全 確認大規模 建築物及び 要安全確認 計画記載建 築物			(略)		要緊急安全 確認大規模 建築物及び 要安全確認 計画記載建 築物			(略)
木造住宅耐震改修工事の部 (略)					木造住宅耐震改修工事の部 (略)				
木造住宅除 却工事(令 和10年3月 31日までに 実施するも のに限る。)	(略)	(略)	(1) 1戸当た り <u>3,644,000</u> <u>円を限度とす</u> <u>る。</u> (2) (略)	(略)	木造住宅除 却工事(令 和10年3月 31日までに 実施するも のに限る。)	(略)	(略)	(1) 1戸当た り <u>3,644,000</u> <u>円</u> (2) (略)	(略)
耐震シェル ター等設置 事業(令和 10年3月31 日までに実	(略)	(1) (略) (2) <u>対象建</u> <u>築物の</u>	(略)	(略)	耐震シェル ター等設置 事業(令和 10年3月31 日までに実	(略)	(1) (略)	(略)	(略)

改正後				改正前				
施するものに限る。)		所有者等は市税等を滞納していないこと。 (3)~ (5) (略)		施するものに限る。)		(2)~ (4) (略)		
特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却	特定建築物(緊急輸送道路沿道建築物、要緊急安全確認大規模建築物(注)に該当するものに限る。)又は要安全確認計画記載建築物を除く。)~要安全確認計画記載建築物の款 (略)	(略)	(1) 建築物の耐震改修工事(天井の耐震改修工事を除く。建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分)については、床面積1㎡あたり57,000円(マンションにあつては51,700円。住宅(マンションを除く。)にあつては、39,900円(多雪区域の場合は47,800円。))を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は床面積1㎡あたり93,300円を限度とする。 (2) (略)	(略)	特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却	特定建築物(緊急輸送道路沿道建築物、要緊急安全確認大規模建築物(注)に該当するものに限る。)又は要安全確認計画記載建築物を除く。)~要安全確認計画記載建築物の款 (略)	(1) 建築物の耐震改修工事(天井の耐震改修工事を除く。建替え又は除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分)については、床面積1㎡あたり57,000円(マンションにあつては51,700円)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は床面積1㎡あたり93,300円 (2) (略)	(略)
(注) (略)				(注) (略)				

# 改正後

様式第9号の2 (第6条関係)

年 月 日

下呂市長 様

(報告者) 住所  
氏名

## 年度 消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度下呂市建築物等耐震化促進事業について、仕入控除税額が確定しましたので、下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 補助事業の交付決定額  
円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 (補助金返還額相当額)  
円

(注) 補助対象事業の名称は、下呂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱別表の事業区分を記入すること。

### 添付資料

- (1) 参考となる書類 (2の金額の積算の内訳等)

改正後

附 則

この告示は、令和8年4月28日から施行する。

